

令和2年3月

お振込みをご利用のお客様

盛岡信用金庫

「振込規定」の一部改正のお知らせ

当金庫では、令和2年4月の改正民法（債権法）施行を踏まえ、振込規定を改正いたします。
また、振込機（振込機能のあるATM）による即時振込の取扱時間拡大に伴う改正を併せて行いますのでお知らせいたします。

改正内容につきましては、下記をご確認ください。

敬具

記

1. 改正する規定

振込規定

2. 改正日

令和2年4月1日（水）

3. 主な改正内容

(1) 民法改正に関する改正内容

- ① 振込機による振込の依頼について追加し、利用限度額の通知方法を明記しました。

(振込の依頼)

(1) 省略

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取り扱います。

- ① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。
② 1回および1日あたりの振込金額は、別にお知らせした金額の範囲内とします。
③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) (4) 省略

- ② 振込機による振込契約の成立条件を追加

振込機による振込のご依頼をいただく際の、契約成立条件を追加しました。

※下線部を追加します。

(振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 振込機による場合には、振込契約は当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前二項により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込資金受取書、振込受付書、利用明細票等（以下「振込資金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

③ 手数料の周知方法について明記しました。

(手数料)

- (1) 省略
- (2) 組戻し・依頼内容の変更の受付にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。
- (3) 省略
- (4) 省略

④ 規定の変更方法を追加

振込規定を変更する場合の公表の方法及び公表時期等を追加しました。

(規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2) 全銀システムの稼働時間の拡大に関する条項の追加

① 振込を発信する時限について追加しました。

※下線部を追加しました。

(振込通知の発信)

- (1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
① ②省略
- (2) 窓口営業時間終了後および当金庫休業日に、振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定に関らず、電信扱いのときは依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

以上